

職 審 一 7 7
平成 2 3 年 3 月 1 5 日

各 府 省 人 事 担 当 課 長
各 特 定 独 立 行 政 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院職員福祉局審査課長

人事院指令 1 4 - 1 (平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) について (通知)

人事院指令 1 4 - 1 (平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について) については、下記によって下さい。

記

- 1 今回の人事院指令は、東北地方太平洋沖地震による被害を受けた職員が最低限の生活水準を確保するためにはなお時間がかかることが見込まれる状況にかんがみ、職員の現住居が滅失又は損壊し、あるいは職員等の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合等に、例外的に職務に専念する義務を免除することを認めたものである。
- 2 人事院指令本文の「その他これらに準ずる場合」としては、例えば職員が滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合等が考えられる。
- 3 職務に専念する義務の免除に当たっては、災害復旧等における公務の重要性を踏まえ、復旧状況等を勘案しつつ、実情に即して適切に判断されたい。
- 4 今回の人事院指令により職務に専念する義務を免除した場合は、職員の氏名、免除した期間、免除するに至った事情等を記録しておくものとする。

以 上

(担当 職員福祉局審査課)